

毎月第1曜日

曜日	収集地	収集日
月	十市全地区	12月3日
		1. 7
		2. 4
		3. 4
火	三 里改田、片山 全地区	12. 4
		1. 1
		2. 5
		3. 5
水	和 浜改田全地区	12. 5
		1. 2
		2. 6
		3. 6
木	前浜全地区 (下島里、下島浜、久枝を含む)	12. 6
		1. 3
		2. 7
		3. 7
金	日 立田全地区	12. 7
		1. 4
		2. 1
		3. 1
土	章 田村全地区	12. 1
		1. 5
		2. 2
		3. 2

毎月第2曜日

曜日	収集地区	収集日
月	日 物部全地区	12月10日
		1. 14
		2. 11
		3. 11
火	稲生全地区	12. 11
		1. 8
		2. 12
		3. 12
水	大 能間、野田口、城陸、朝日町、各地区	12. 12
		1. 9
		2. 13
		3. 13
木	稲吉、西窪、新川、鈴江各地区	12. 13
		1. 10
		2. 14
		3. 14
金	篠 山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、南海学園各地区	12. 14
		1. 11
		2. 8
		3. 8
土	篠原、明見 全地区	12. 8
		1. 12
		2. 9
		3. 9

毎月第3曜日

曜日	収集地区	収集日
月	野田全地区	12月17日
		1. 21
		2. 18
		3. 18
火	後 東町、横町、中町、中ノ丁各地区	12. 18
		1. 15
		2. 19
		3. 19
水	免 西町、栄町各地区	12. 19
		1. 16
		2. 20
		3. 20
木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市各地区	12. 20
		1. 17
		2. 21
		3. 21
金	長 野中全地区 南小笠、北小笠各地区 (祈年団地を含む)	12. 21
		1. 18
		2. 15
		3. 15
土	岡 宇田、東崎東部・西部・中部・祈年各地区	12. 15
		1. 19
		2. 16
		3. 16

毎月第4曜日

曜日	収集地区	収集日
月	国府全地区、岩全地区	12月24日
		1. 28
		2. 25
		3. 25
火	岡 笠ノ川、八幡、小遊、定林寺、滝本、蒲原各地区	12. 25
		1. 22
		2. 26
		3. 26
水	豊 中島町、沖、三島、常通寺島、吉田、江村、小籠各地区	12. 26
		1. 23
		2. 27
		3. 27
木	久 植田、久礼田全地区	12. 27
		1. 24
		2. 28
		3. 28
金	田 植野、領石各地区	12. 28
		1. 25
		2. 22
		3. 22
土	瓶岩全地区、上倉全地区	12. 22
		1. 26
		2. 23
		3. 23

不燃物の収集

収集の日が 全て変わります

12月1日から不燃物の収集指定日が全面的にかわります。今年2月より、清潔な住みよい環境づくりをめざし、ステーション方式、業者委託でごみ収集と不燃物の完全収集を行なっています。しかし、不燃物はこれまでの週間制収集ではまだ十分な認識がえられず、また1カ月中の回収にもむらがあるため円滑な運営がむずかしく、こんどの抜本的な改正をいたしました。

第1曜日から第4曜日までの曜日制収集として、各部落、小地区別制の完全収集計画です。月1回の回収ですので地区別の日を早く覚えて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※第1曜日とは、12月ですと、1日(土)から7日(金)で、第2曜日とは8日(土)から14日(金)というぐあいになるわけです。

ゴミの収集

北部地区は 毎週月・木曜日

白木谷、奈路、成合のみなさんには、大変長い間ごめいわくをおかけしましたが、いよいよ12月1日より、全地区完全収集を行なうことになりました。

ごみ収集指定日は毎週、月、木の2回です。ごみ袋はきめられた収集日の朝、必ず収集時間(午前8時)までに指定の収集場所に出してください。市のきめたゴミ袋は、地区の衛生委員さんが取りあつかってくれます。

不法投棄はやめてごみは必ず収集日に出しましょう。そしてみんな協力して、住みよいきれいな町づくりに努めましょう。



年末の郵便は……

年末には、郵便物が非常に多く出されますので、次のことについてぜひご協力をお願いします。

- 小包**
年内にお届けするために、12月15日までににお出ください。
- 年賀はがき**
受付は12月15日からです。おそくとも12月22日までにお願いします。
- 郵便番号**
郵便物には忘れずにお書きください。

〔南国郵便局〕

年金

各種年金は通算

老令年金を受けるためには、二十年あるいは二十五年の加入期間が必要ですが、その期間をみださないうちに転職して、入っている年金制度をかわるときがあります。その場合でも、前後の期間を合算して次の条件にあてはまれば、通算老令年金が支給されます。

- ▼国民年金の期間と合算して二十五年以上あるとき
- ▼国民年金以外の公的年金の期間を合算して二十年以上あるとき

なお、老令年金または退職年金を受けられる人で、他の公的年金制度に加入し、一年以上の期間をへている場合も支給されます。

谷間の老人に 老令特別給付金

市民課

公的年金加入者の奥さんについては、国民年金に入っていないなくても、その期間は通算老令年金の資格期間に算入されます。従って国民年金に任意加入して掛金を納めると、納付済年数に見合った通算老令年金が支給されます。通算老令年金の支給開始年齢は、国民年金では原則として六十五歳から、他の公的年金では六十歳からとなっています。なを二十五歳なり、二十年の期間については、昭和五十四年四月一日以前に生れた人については、生れた年によって十年、二十、二十四年(昭和三十六年四月一日以降の期間に限る)に短縮されています。

明治三十九年四月一日以前の生れて、現在六十七歳、六十九歳の人は国民年金に加入することができず、七十歳からの老令福祉年金を待っていたらいます。

このように公的年金と無縁である人に対して、今回、国民年金が大幅に改正され、来年一月から、月額四千円の老令特別給付金が支給されることになりました。ただし、所得制限や公的年金受給制限などは老令福祉年金と同じ取扱いです。なお、七十歳に達すると月額五千円の老令福祉年金に移行します。

老令特別給付金の請求手続は、年金係で行なってください。

保育

入所の面接と申請

来春、四月からお子さんを保育所へ入所させたい人は、次の日程によって、午前九時から午後三時(南園、明見は正午)まで、各保育所で面接し、申請を受けつけます。

入所できるお子さんは、二歳児から五歳児で、お母さんが働いている、病気で休んでいる、お母さんがいない家庭などで、家で母にかわってお子さんをみる人がいない家庭に限られています。

受け付けの日程

- ▼一月
 - 十六日(水) 久礼田
 - 十七日(木) 里
 - 十八日(金) 東部
 - 二十一日(月) 前浜
 - 二十二日(火) 岡豊
 - 二十三日(水) 浜改田
- ▼二月
 - 四日(月) あけぼの
 - 五日(火) 稲生
 - 六日(水) 岩
 - 七日(木) 西部
 - 十二日(火) 十三日(水) は午前九時から午後四時まで、福祉事務所

廃車

自動車の廃車と移転

自動車税、軽自動車税は車の届出によって課税をしています。廃車または他人に譲られても、届出がないといつまでも名義人が所有しているものとして課税されます。

また交通事故などがあれば、名義人がその責任を負わされる場合があります。この手続きは、自動車、軽自動車については陸運事務所に、原動機付自転車については

市役所税務課にしなければなりません。他人に手続きを頼んだ場合は、必ず結果を確認しましょう。

軽自動車には十月一日から検査制度ができ、届出の年月日により検査期限が定まっています。(九月十五日発行の広報に出ています。)

古い車で検査を受けたいため使わないものは、廃車の手続きをしてください。

〔福祉事務所〕

〔税務課〕